
プロジェクト 2025 年 5 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)
への対応 (財務諸表における気候関連及びその他の不確実性)

項目 第 70 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 70 回 IFRS 適用課題対応専門委員会 (2025 年 4 月 23 日開催) で聞かれた意見をまとめたものである。

ASBJ 事務局の分析及び発言案に関する気付事項

2. ASBJ 事務局の発言案の方向性に違和感はない。
3. 発言にあたっては、主要な利用者が質問するかどうかを考慮することによって現行の開示実務に意図しない混乱や追加の作成コストが生じる可能性があることよりも、コメント・レターのカバーにも記載されているように、利用者が有用と考えるいかなる情報も財務諸表に含めるべきであるとの結論に至る可能性があることに對する懸念についてより強く主張することが望ましいのではないかと考える。
4. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。) 第 125 項の見積りに関する定めとは異なり、IAS 第 1 号第 31 項は必ずしも将来キャッシュ・フローを参照する資産及び負債の測定に限定される定めではないと考えられるため、この将来キャッシュ・フローに関する限定について発言する際には IAS 第 1 号第 31 項に関する見解に留意する必要があると考えられる。
5. IASB は、主要な利用者 (Primary Users) の質問を考慮する、つまり投資家の判断にとって重要性がある情報を考慮すべきであると提案しており、その範囲は ASBJ 事務局が考えている範囲よりも広いと考えられる。投資家にとって重要性がある情報は財務諸表の目的に照らして反映すべきであるが、どの程度反映すべきかについては判断によるものとする。IASB スタッフの提案は、コメント・レターの回答者からの様々な意見及び提案に對した結果、過剰な修正提案になっているようであり、ASBJ 事務局の発言案が反対意見に傾いている一因になっていると考えるものの、その発言に工夫が必要なのではないかと考える。
6. ASBJ 事務局の発言案では、財務諸表以外の情報と財務諸表の情報の間に不整合があるように見える場合には、追加的な情報を財務諸表の外で開示することが適切で

あるとしているが、明らかに財務諸表項目の資産の見積り等に関する情報については財務諸表で開示する場合もあり得るのではないかと考える。このため、説明を工夫して、ASBJの意図が伝わるようにする必要があると考える。

以 上